

神奈川県県土整備局 ICT活用モデル工事実施要領

1 目的

本要領は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事において、生産性の向上を図るための取組として、ICT活用モデル工事の実施のために必要な事項を定めるものである。

2 定義

ICT活用モデル工事（以下、「モデル工事」という。）とは、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」の建設生産プロセス全ての段階において、ICTを全面的に活用する工事をいう。

3 モデル工事の対象

土工又は舗装工が以下の項目を満たす工事について、モデル工事の対象とすることが出来るものとする。

(1) ICT土工

原則として土量（掘削土量と盛土土量の合計）が1,000 m³以上であり、かつ、「土木工事標準積算基準書（土木工事編）神奈川県県土整備局」（以下、「積算基準書」という。）に記載のある以下の工種のいずれかを適用可能な土木工事とする。

- ・土工（ICT）
- ・法面整形工（ICT）

(2) ICT舗装工

原則として路盤工の面積（上層路盤と下層路盤の合計）が3,000 m²以上であり、かつ、積算基準書に記載のある以下の工種を適用可能な土木工事とする。

- ・路盤工（ICT）

4 モデル工事の実施

モデル工事は、受注者の希望により実施する「受注者希望型」とする。このため、発注者は、発注時点の工事の設計金額については、ICT施工が想定される工種についても、従来の施工方法に基づき積算することとする（当初積算においては、ICT施工歩掛は使用しない。）。また、入札公告兼入札説明書にモデル工事の対象案件であることを明記するとともに、設計図書にICT活用モデル工事に関する特記仕様書を加えることとする。

受注者は、モデル工事の実施を希望する場合は、契約締結後、施工計画書の提出までに、工事打合簿により発注者との協議を行い、発注者からの承諾を得た上で実施することとする。

モデル工事を実施した場合の経費は設計変更で対応することとし、積算基準書のICT施工歩掛に基づき変更積算を行うこととする。

5 工事成績評定への反映

発注者は、受注者がモデル工事を実施し完成した場合に限り、工事成績評定で加点するものとする。

6 アンケートや現場見学会実施への協力

受注者は、技術管理課が行うモデル工事に関するアンケート及び現場見学会の実施に協力するものとする。アンケートは、電子メールにて提出するものとする。

附 則

この要領は、平成29年9月25日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。